

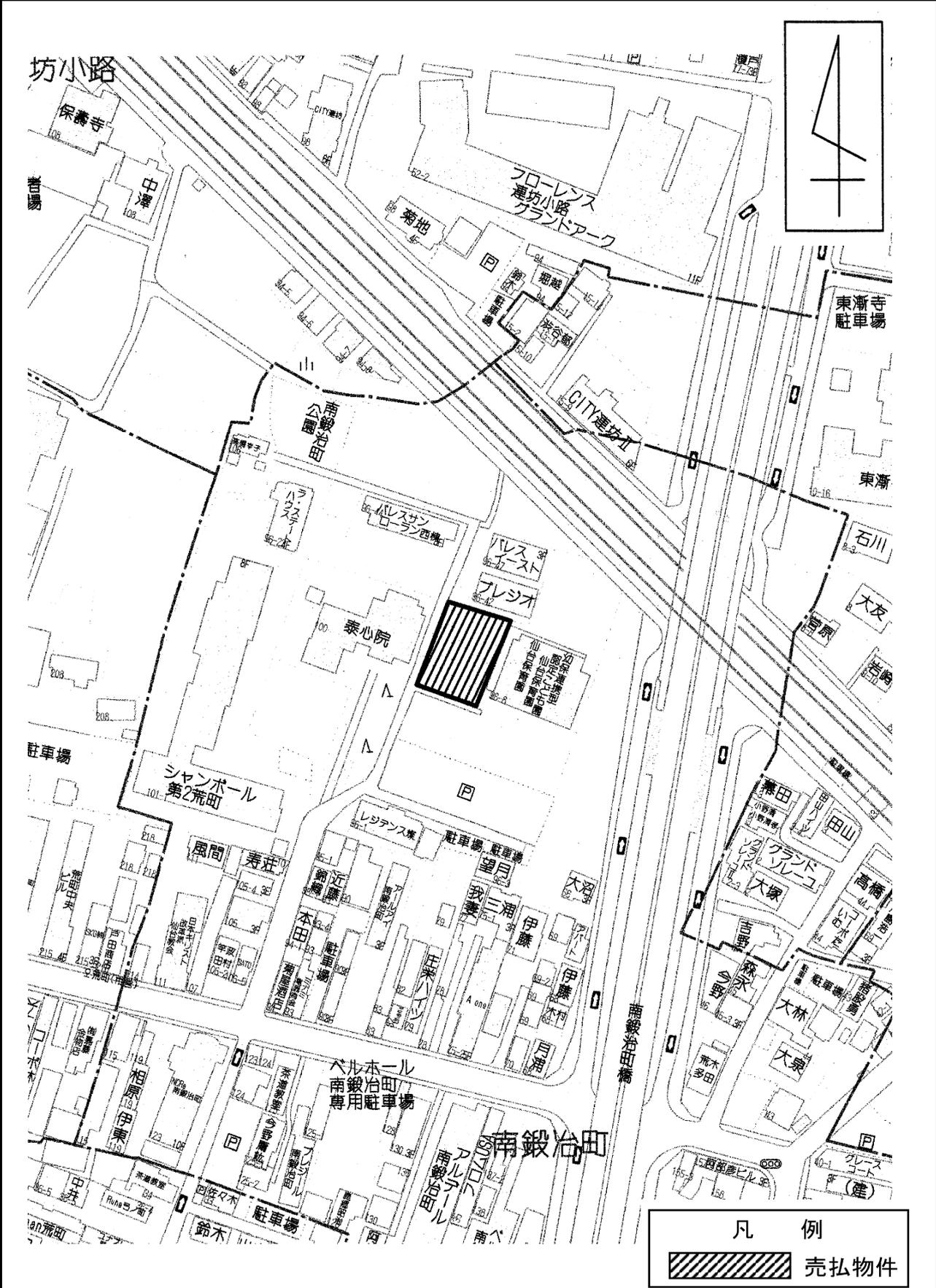
物 件 調 査 書

物件番号 **101**

所在地		宮城県仙台市若林区南鍛冶町100-1					
住居表示		—					
現況地目及び面積等		宅地	701.98 m ²			工作物	—
			—			立木竹	—
登記簿記載事項	地番	100-1					
	地目	宅地					
	数量	701.98m ²					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		西側 舗装市管理道路・舗装私道 幅員約 4.0 m (法第42条第2項道路)					
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域					
		用途地域	第二種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	60%				
		容積率	200% (道路幅員による制限あり)				
		高度制限	第三種高度地区				
	防火指定	準防火地域					
その他	都市再生特別措置法第108条第1項 (誘導施設を有する建築物等の建築等の届出) 景観法第16条 杜の都の風土を育む景観条例 駐車場附置義務条例 仙台市屋外広告物条例						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	—		無	
	公共下水道	接面道路配管	有	—		無	
	都市ガス	接面道路配管	有	—		無	
交通機関	鉄道等	仙台市営地下鉄南北線 愛宕橋駅の 北東方 約0.9km 徒歩12分					
公共施設	仙台市若林区役所		荒町小学校		五橋中学校		
参考事項	<p>・本地接面道路は市管理道路と私道(民地)を合わせて建築基準法第42条第2項道路となっていますが、私道(民地)部分は土地所有者専用の駐車場に使用されているほか、土地所有者から通行及び一時的な使用についても承諾が得られていないことから、当該私道を利用しての建物建築ができない恐れがあります。</p> <p>また、本建築基準法第42条第2項道路の南端(市道との境)部分に私道(民地)があり、道路位置にかかる協議が未済となっているほか、土地所有者から通行の承諾が得られていません。</p> <p>・本地の建物建築にあたっては、仙台市建築行為等に係る後退用地等に関する指導要綱に基づく「狭あい道路協議申出書」の提出が必要です。本地接面道路は、道路狭あい協議による後退整備済みの建築基準法第42条第2項道路ではありますが、若林区担当課において本申出書の内容と現地の状況等を調査のうえ、改めて関係者による狭あい道路協議の要否が判断されます(詳細については、若林区建設部街並み形成課までお問合せ下さい。また、市管理道路の財産管理については仙台市こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課までお問合せ下さい)。</p> <p>・公共下水道については、本地に引込み済みです(詳細については、下水道南管理センターまでお問合せ下さい)。</p> <p>・本地の一部について深さ1mまで地下埋設物の試掘調査を行っています(詳細については東北財務局管財部統括国有財産管理官3までお問合せ下さい)。</p> <p>・本地東側隣接地は保育園となっています。</p> <p>・本地内に東北電力ネットワーク(株)の電柱1本が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。このため、本物件の売買契約には引き続き当該契約期間満了日まで使用を承諾する旨の特約を付します(詳細については、東北電力(株)仙台南営業所までお問合せ下さい)。</p> <p>・本地には、進入防止のための柵が設置されています。</p>						

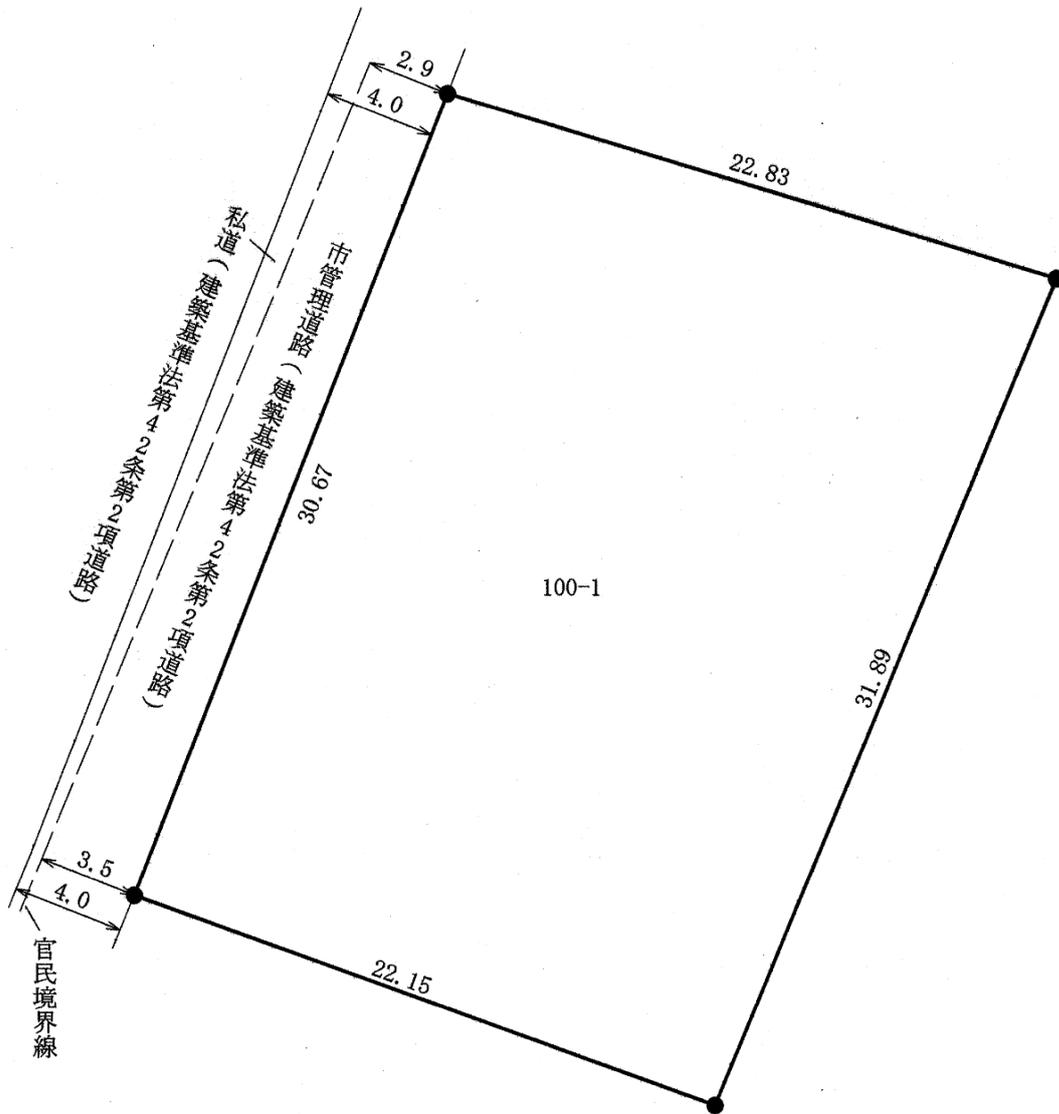
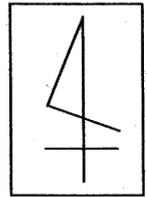
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

周 辺 図



※現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図



単位:メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。



自転車はおりに多い
ください